

2019年12月31日までの3つのVAT制度改善短期措置に関する Japanese Business Network



=====【目次】=====

◆◆ EU領域内の取引に対する VAT番号 (Partita Iva: 税務番号) 登録メリット

◆◆ Call-of-Stock 制度のメリット

◆◆ EU領域内取引の VAT非課税制度適用要件書類の明確化

=====

背景

●現在、2022年7月に予定されている最終的なVAT制度改正を踏まえて、EU各加盟国は欧州連合理事会によって改正された3つの立法 (EU規制 2018/1909、EU指令 2018/1910、EU実施規則 2018/1912)に基づき、VAT(付加価値税)制度に関する国内法を改定しなければならない。

●Ecofin Council (EU経済・財務相理事会)は2019年12月31日までにEU各加盟国によって行われるべき4つのVAT制度改善のための短期措置(以下、クイックフィックス)を提案した。

●全てのクイックフィックスはEU域内のB2Bのクロスボーダー取引を対象とするものである。

◆◆ EU領域内の取引に対する VAT番号 (Partita Iva: 税務番号) 登録メリット

EU領域内(クロスボーダー)の取引(商品・サービスの購買・販売)を行う際、VAT非課税制度が適用可能であるが、同制度適用には当該関係者(サプライヤー・顧客)がVAT番号を保持し、さらにVIES(VAT information exchange system)に登録している必要がある。またEU領域内でクロスボーダー取引が行われた際は、Intrastat(インストラстат制度)により、取引が行われたことを報告する義務がある。取引先のVIES登録有無は、以下のURLよりご確認いただけます。(言語選択可) http://ec.europa.eu/taxation_customs/vies/vieshome.do?locale=en

(参考) Intrastat(インストラстат制度)とは?

EU領域内(クロスボーダー)にて商品の販売およびサービスの提供を行う際に義務付けられている報告のことであり、情報記録と統計生成に使用されるシステムを指す。イタリアにおけるインストラстат報告は、EU域内取引高に応じて、月次または四半期ごとに報告しなければならない。報告は該当期間の翌月25日までに行われなければならない。

報告頻度(取引内容別)

	月次	四半期
購買	商品取引 過去4四半期の内、1四半期の取引高が200Kユーロを超える場合	なし
	サービス取引 過去4四半期の内、1四半期の取引高が100Kユーロを超える場合	
販売	商品・サービス取引 過去4四半期の内、1四半期の取引高が50Kユーロを超える場合	商品・サービス取引 過去4四半期の内、1四半期の取引高が50Kユーロ以下の場合



※ 購買に関しては、1四半期の取引高が 100K ユーロ（サービス）、200K ユーロ（商品）を超えない場合、

報告の義務はない。

期限までに申告しなかった場合の罰金（可能性）

報告期限に対する罰金：500 ユーロ～1,000 ユーロ

統計生成に対する罰金：500 ユーロ～5,000 ユーロ

VIES に関する参考文書：歳入庁公式 HP イタリア語

https://www.agenziaentrate.gov.it/portale/web/guest/schede/istanze/inclusione-archivio-vies/scheda-info-partite-iva_intra

◆◆Call-of-Stock 制度のメリット

Call-of-Stock 制度（以下、「コールオfstック」）はイタリアを含む一部の加盟国に既に存在するもので、EU 加盟国から他の加盟国への商品の所有権の移転を、実際の引き取り時に延期することができる、いわゆる『地域内供給』と同じ効果を得られる制度のことである。この制度のおかげで、サプライヤーは商品到着先の加盟国で VAT 登録が免除される。

コールオfstック制度の適用要件

- 在庫所有者であるサプライヤー
 1. 倉庫から商品を移動時、「売買は商品の引き取り時に成立」とされた譲渡契約に基づいて行う。
 2. 顧客と異なる EU 加盟国にて企業活動を行う。（同国内では成立しない）
 3. 顧客情報を記録する特別な記録簿（簡易な表計算ソフトでも可）を保管する必要がある。
- 在庫到着先加盟国の顧客
 1. 在庫到着先加盟国の VAT 番号が必要



コールオフストック制度適用例（サプライヤーの視点）

12ヶ月間	①2019年1月1日 商品100個が顧客の保管倉庫へ到着	*商品100個の所有権はサプライヤー
	↓ ②2019年1月31日 顧客が10個購入する	*売買契約成立（インボイス発行、VAT発生） *10個の所有権は顧客（90個の所有権はサプライヤー）
	↓ その後、顧客が引き取らない場合	↓
13ヶ月目	③2020年1月1日 商品90個の購入権利消滅	

①2019年1月1日、EU加盟国の顧客の要求に応じて、サプライヤーは商品を顧客の保管場所（倉庫など）へ100個出荷する。（倉庫に到着した商品の所有権は、サプライヤーにある）

②2019年1月31日、顧客より商品10個の引き取り連絡を受け取り、サプライヤーはその数量に対してインボイスを発行する。（発行時、売買成立）

③2020年1月1日、両者の法的保証のため、商品到着後12ヶ月以内に引き取られない商品の90個の購入権利は、12ヶ月の期間満了の翌日に消滅する。

3. EU領域内取引のVAT非課税制度適用要件書類の明確化

EU領域内取引のVAT非課税制度適用要件として、サプライヤー（納税者）は商品が他のEU加盟国の顧客に輸送されていることを、サプライヤー居住の税務当局に証明することが求められている。今まで証明の必要書類が明確化されていなかったが、税源侵食リスク対策として、下記書類が証明するのに適しているとした。

1. 資産（商品）の輸送に関連する書類

例：署名されたCMRレター、船荷証券、航空輸送領収書、配送業者発行の領収書

2. その他

例：輸送に関する保険証券、輸送に関する銀行発行の支払証明書、目的地への商品到着を承認する公的機関（公証人など）が発行した文書、目的地の倉庫所有者が発行した資産（商品）保存を証明した文書

3. 到着EU加盟国を特定するために受取人が作成した宣言書

PwC Italy TLSより発行された、News Letterは[こちら](#)よりご覧ください。（イタリア語・英語）

ニュースレターに関する質問、お問い合わせはお気軽にPwCイタリアジャパンデスク長谷川（ai.i.hasegawa@pwc.com）までご連絡ください。



(注) 日本語訳文のご利用にあたって

日本語訳文は英語版をもとにした翻訳であり、参考資料として提供するものです。

翻訳には正確を期しておりますが、英語版と解釈の相違がある場合は、英語版に依拠くださいます
ようお願い申し上げます。本資料は一般的な案内を目的としたものであり、専門家による助言に代
替するものではありません。

PwC イタリアならびに PwC ジャパンの Japanese Business Network は、オンライン上でさまざまな情報を配信しています。ご興味がございましたら、下記のリンクよりぜひご訪問ください。

PwC イタリア

メールマガジン、セミナー情報（日本語・英語・イタリア語）をご希望の際は[リンク](#)よりご登録ください。

PwC TLS Linked In ページ (英語・イタリア語)

PwC イタリアからのニュースレター（英語・イタリア語・日本語）配信停止を希望の方は、[リンク](#)よりお手続きをお願いいたします。

PwC ジャパン

PwC イタリアジャパンデスク紹介、セミナー、ニュースレター最新情報

ジャパンデスク 各国・地域最新ニュース

Automotive Insights 自動車産業業界を取り巻く課題や未来についてのインサイト

Cyber Security 2019年は地政学的サイバー活動が激化、CEOはレリジエンスが試される

PwC2019年AI予測 AIを活用するための6つの優先課題

Strategy& 2018年～2019年の各業界の動向

PwCあらた有限責任監査法人は、ご登録いただきましたお客様に対して、月次のメールマガジンを配信しています。メールマガジンご希望の方は[こちらのフォーム](#)から「監査およびアシュアランス」の「会計・監査ニュースレター（月刊）」をご選択ください。

「個人情報の取扱いについて」で明記させて頂いておりますが、オンラインフォームにご記入頂いた情報に基づき、今後皆様に有益と思われる情報（ニュースやセミナーのご案内など）を、私共あるいはPwCグループからお知らせする場合があります。

各ニュースレター/メールマガジンの配信停止、登録変更の方法につきましては、各送付されたメールに記載しておりますのでそちらよりお手続きの程、よろしくお願ひいたします。

在イタリア日本商工会議所様ウェブサイト

会員向けサービス（会員のみ）のビジネス関連情報、税制・法律関連情報のコーナーにも掲載されています

